

## 本巢市競争入札参加者心得

平成16年 4月1日

改正 平成18年10月1日

改正 平成26年 4月1日

本巢市の競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる事項を承知の上、入札に参加すること。

### 1 入札関係書類の受領等

- ① 入札の公告又は指名の通知があった場合は、入札参加者は、速やかに契約担当課において入札関係書類を受領すること。
- ② 一般競争入札の場合は、仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）の閲覧又は借受けをすること。また、インターネットを利用して閲覧することもある。なお、閲覧又は借受けをしない者は、入札に参加できないことがある。
- ③ 指名通知書に「別冊図面有り」の表示がある場合は、指名通知書及び仕様の他に図面があるので注意すること。
- ④ 仕様書等を貸与した場合は、返還する日を指定された場合を除き、入札日に返還すること。

### 2 仕様書等説明

- ① 現場説明がある場合は、指定された場所、時刻に参集し、説明を受けなければならない。理由なく欠席したときは、当該入札に参加できないことがある。
- ② 仕様書等に不明な点がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

### 3 参加

- ① 競争入札に参加する場合は、仕様書等及び心得をよく読み、また、現場がある場合は現場をよく確認してから入札すること。
- ② 公告及び指名通知書に記載された時刻までに、指定された場所へ参集すること。ただし、電子入札場合は、この限りでない。
- ③ 指名競争入札の場合、参加しないとき又は参加できなくなったときは、入札開始前にあっては総務課へ連絡の上、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

これを理由に以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### 4 入札室への入室

一般競争入札の場合、入口において入札参加資格証明書を係員に提示し、入室すること。

### 5 入札保証金

- ① 入札参加者は、入札執行前に入札保証金又はこれに代わる担保を、関係職員の点検を受け、封かんの上氏名及び金額を表記して、受領書と引き換えに納付又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除したときはこの限りでない。
- ② 入札保証金の全部又は一部を免除する場合は、一般競争入札にあっては公告により、指名競争入札にあっては指名通知書により明記する。
- ③ 入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後に受領書と引き換えに還付する。ただし、落札者には契約締結後に還付する。

## 6 入札方法

- ① 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を控除した金額）を記載すること。
- ② 入札書は別記様式第1号に準じて作成し、別記様式第3号に準じて作成した封筒に入れて封かんし、提出すること。
- ③ 応札できない場合は、入札書の金額欄に「辞退」の旨表示して提出すること。辞退したことを理由に不利益な取扱いを受けるものではない。
- ④ 電子入札においては、入札書を電子的方法により作成し、市が指定した方法により到着期限日時までに送信すること。
- ⑤ 郵便による入札は、認めない。
- ⑥ 一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

## 7 委任状

- ① 入札参加者（代表者又は委任を受けた営業所等の長）に代わって代理人が参加する場合は、必ず別記様式第4号に準じた委任状（入札参加者及び代理人双方の印があるもの）を入札書と併せて提出すること。
- ② 同日に執行される複数件の入札に代理人が参加する場合は、それらの入札に関する権限の委任を1枚の委任状にまとめても差し支えない。
- ③ 入札書は別記様式第2号に準じて代理人の名と印で作成すること。また、入札参加者本人の印は、押印しなくて差し支えない。  
なお、封筒の封かんも代理人の印で差し支えない。
- ④ 電子入札においては、代理人による入札はすることができないので、注意すること。

## 8 無効な入札

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- ① 競争入札参加資格のない者が入札したとき。
- ② 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。

- ③ 委任状を持参しないで代理人が入札したとき。
- ④ 入札書に記名押印のないとき（電子入札の場合は、電子認証を受けていないとき。）、又は記載内容が明らかでないとき。
- ⑤ 入札書の金額が訂正してあるとき。
- ⑥ 入札者が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑦ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- ⑧ 入札に関し、連合等の不正行為があったとき。
- ⑨ 工事費内訳書の提出を求めた場合で、同内訳書を提出しなかったとき。
- ⑩ その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

#### 9 談合情報があった場合の措置

入札執行前に談合に関する情報があった場合は、当該入札を中止又は延期した上で、指名替え、追加指名、くじによる入札に参加できる者の削減、入札方法の変更等の措置を講ずることがある。

#### 10 談合行為に対する措置

工事請負契約又は業務委託契約、売買契約、賃貸借契約を締結した場合、落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に違反した場合は、当該締結した契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

#### 11 開札及び落札者の決定

- ① 開札は、入札後直ちに、入札者立会いの上行う。
- ② ①の規定にかかわらず、電子入札の開札は、指定した開札日時、開札場所において、立会いを希望する入札者又は当該入札事務に関係のない職員の立会の上、行う。
- ③ 入札者のうち、契約の目的に応じて、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ④ 市の支出の原因となる契約のうち工事又は製造の請負の契約に係る入札で次に掲げる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
  - ア 落札者となるべき者の入札価格では、契約内容に適合した履行が、その者によってなされないおそれがあると認めるとき。
  - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認めるとき。
- ⑤ あらかじめ最低制限価格が設けてある場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、最低制限価格を設ける場合は、一般競争入札にあっては公告により、指名競争入札にあっては指名通知書により明記する。

- ⑥ 低入札価格調査基準価格が設けてある場合で、基準価格を下回った入札があった場合は、低入札価格調査制度実施要領に基づいて調査を行うため、落札者の決定通知は後日とする。
- ⑦ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、その金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。

#### 12 同価格入札の場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにその入札をした者のくじ引きにより、落札者を決定する。

#### 13 再度入札

- ① 開札の結果落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。
- ② 再度入札は、原則として1回（最初の入札から数えて2回目）までとする。ただし、入札執行官が必要と認めたときは2回目の再度入札（最初の入札から数えて3回目）を行う場合がある。
- ③ 無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。
- ④ 最低制限価格より低い価格で入札した者は、再度入札に参加できない。
- ⑤ 再度入札において、前回最低入札価格と同価格以上で入札した者は、次回再度入札に参加できない。

#### 14 入札又は開札の中止

- ① 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等入札を公正に執行できないと認められるときは、その者を競争に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止める場合がある。
- ② 競争入札に参加する者が1人だけの場合は、その競争を中止することがある。
- ③ 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を中止することがある。
- ④ これらの場合の損害は、入札参加者の負担とする。

#### 15 契約書等の提出

- ① 落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名・押印し、仕様書、図面等とともに「袋とじ」した上、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。  
ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この期間を延長することがある。
- ② 落札者が特別な理由もなく前項に規定する期日までに契約書を提出しない場合は、その落札を無効とする。

- ③ 落札者は、契約を締結するにつき、一般競争入札にあっては公告により、指名競争入札にあっては指名通知により、契約に当たって契約保証金等が必要とされた場合は、次の各号のいずれかに掲げる保証を付けなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
  - (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証（かし担保特約を付したものに限り。）
  - (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- ④ ③に規定する保証に係る保証金の額、保証額又は保険金額等は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。
- ⑤ 当該契約が建設業退職共済制度に係るものであるときは、「掛金収納書」を「建設業退職共済組合証紙購入状況報告書」に貼付し、提出しなければならない。この提出期限は、契約締結後 1 月以内とされているが、できる限り、契約書と一緒に提出すること。
- ⑥ 契約書及び上記「掛金収納書」以外の書類の提出及び契約履行上の打合せは、直接担当課へ提出すること。

#### 16 異議の申立て

入札参加者は、入札後この心得その他入札条件の不知又は不明を理由に、異議を申し立てることができない。

別記様式1号

本人入札の場合

入札書

¥										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

仕様書番号 第 号

工事名

本書のとおり入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名



本巢市長

様

別記様式2号

代理人入札の場合

入札書

¥										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

仕様書番号 第 号

工事名

本書のとおり入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

上記代理人



本巢市長

様

別記様式3号

入 札 用 封 筒

表

本巢市長	様	年 月 日
入 札 書 在 中		
仕様書番号 第 号		
工 事 名		

裏

印	印
印	
住 所	
商号又は名称	
代 表 者 名	
	印



別記様式第4号

委 任 状

年 月 日

本巢市長 様

住 所

商号又は名称

氏 名



仕様書番号 第 号

工 事 名 \_\_\_\_\_

当社は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、 年 月 日に執行される上記事業の入札についての一切の権限を委任します。

